

事務連絡
令和3年12月1日

事業主様

神奈川県プラスチック事業健康保険組合

傷病手当金法改正のQ&Aについて

日頃より健康保険事業にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

令和4年1月より健康保険法改正により、傷病手当金の支給条件が変更になります。
それに基づきQ&Aを作成しましたので送付します。

<変更点>

受給期間が支給開始日から1年6か月の期間から
支給開始日を基準に通算して1年6か月分となります。